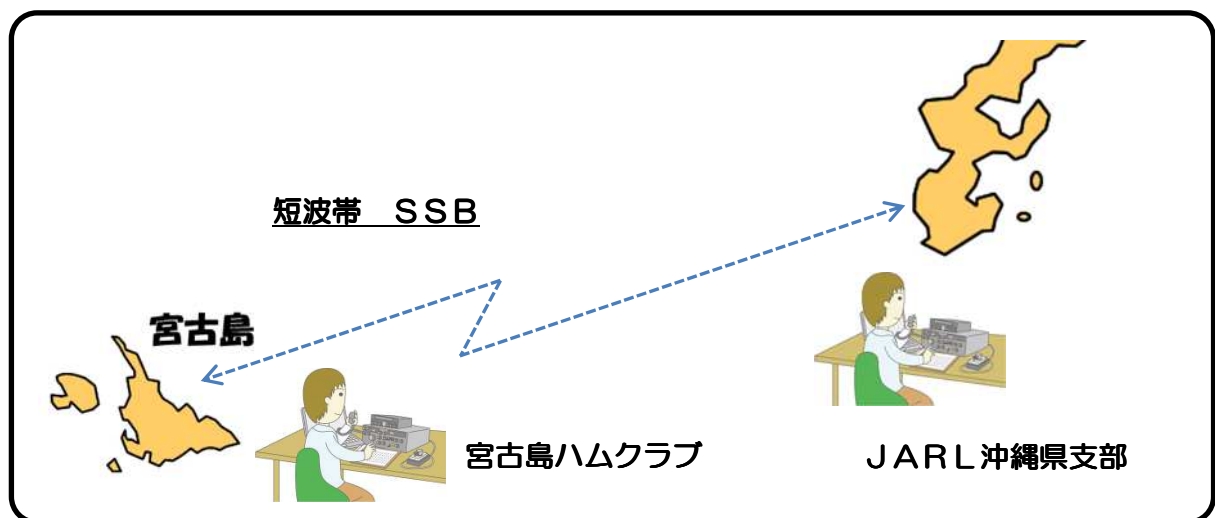


【沖縄地方非常通信訓練の実施】

平成26年9月上旬実施で現在調整中

- 1 災害により沖縄本島と宮古島を結ぶ光ファイバーが切断され、通信回線の使用が不可となることを想定。
- 2 沖縄本島と宮古島との距離約300kmを、アマチュア無線（短波帯SSB）を使用し、総務省が備蓄している衛星携帯電話の貸出し要請の通信を行う。
- 3 総務省は、何らかの手段で衛星携帯電話を宮古島へ搬送し、宮古島内の通信回線を確保する。

◇訓練のイメージ



※アマチュア無線を使用する部分のみ。他の部分は未確定。

◇訓練の目的

- ・ 防災関係機関の連携
- ・ 災害対策用移動通信機器の離島への輸送手段の検討と構築
- ・ 短波帯無線通信の有効性の検証

◇沖縄地方非常通信協議会

- ・ 沖縄地方における非常通信（電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信）の円滑な運用を図ることを目的として、昭和47年9月に設立。
- ・ 構成団体は平成26年8月現在97。JARL 沖縄県支部も沖縄地方非常通信協議会の構成団体として活動に参画。
- ・ 主な活動は①非常通信訓練の実施、②非常通信体制の総点検、③防災通信講演会の開催、④協議会の活動に功績のあった者への表彰、など。

以上